

防整施第6921号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う工事及び工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（防整施第15590号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の提出範囲及び取扱いについて

1 工事費内訳明細書の提出及び確認の対象工事

原則として、全ての工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において工事費内訳明細書の提出を求め、確認を実施するものとする。

(1) 工事費内訳明細書の提出方法及び提出期日等

対象工事にあつては、電子入札システムにより入札書に添付して入札書提出期限までに送信させるものとする。提出にあたっては、PDF、TIFF等一般的なフォーマットにより提出させるものとする。

なお、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から紙入札での参加の承諾を得た者）については、入札書提出期限までに入札書とともに持参させるものとする。ただし、次に掲げる場合には、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による提出も認めるものとする。

ア 一般競争入札（基準額以上）の場合

イ 紙入札により実施される入札の場合で、契約担当官等が郵送等による提出を認めるとき

ウ 工事費内訳明細書の容量が3MBを超える場合

(2) 工事費内訳明細書の記載内容

ア 提出させる工事費内訳明細書は、任意の様式で摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 提出させる工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けさせるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに工事件名を記載させるものとする。

なお、工事費内訳明細書を紙で提出する場合には、工事費内訳明細書の表紙に必ず押印させるものとする。

(3) 工事費内訳明細書の確認及び取扱い

ア 工事費内訳明細書の確認は、第1回の入札において、全ての入札参加者が入札書を提出した後に行うことを原則とするが、入札書提出締切時間以降に行うことができるものとする。

イ 工事費内訳明細書の確認は、工事並びに工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）別紙の第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）の契約事務をつかさどる部署の職員及び当該工事の積算事務をつかさどる部署の職員が行うものとし、確認の結果について記録し決裁を得るものとする。

ウ 工事費内訳明細書が未提出又は不備等があるものとして、付表に掲げる各

項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とすることができるものとする。ただし、付表第2項第1号、第3項第1号若しくは同項第2号に該当するものであって軽微な誤記と認められる場合には、口頭注意を行ったうえで、入札を無効としないことができるものとする。

エ 工事費内訳明細書の確認の結果、談合が行われたと疑うに足り得る事実が認められた場合若しくは不正又は不誠実な行為の疑いが認められた場合には、工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（防整施第15572号。27.10.1）に規定されている「談合情報対応マニュアル」（以下「談合情報対応マニュアル」という。）の規定に基づき設置されている審査機関において審議を行い、必要に応じ談合情報対応マニュアルに基づき、工事費内訳明細書を公正取引委員会へ提出する等の所要の措置を執るものとする。この場合、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づき、指名停止措置等を行うことができるものとする。

オ 提出された工事費内訳明細書は、その内容が関係職員以外に漏洩することがないように、開札時間まで契約担当官等又はその補助者が善良なる管理体制をもって厳重に保管するものとする。

カ 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとし、入札終了後は契約関係書類の一部として保管するものとする。

2 業務費内訳明細書の提出及び確認の対象業務

原則として、全ての工事に係る技術業務において業務費内訳明細書の提出を求め、確認を実施するものとする。

- (1) 業務費内訳明細書の提出方法及び提出期日等
前項第1号と同様に実施する。
- (2) 業務費内訳明細書の記載内容
前項第2号と同様に実施する。
- (3) 業務費内訳明細書の確認及び取扱い
前項第3号と同様に実施する。

3 入札参加者への周知

入札説明書若しくは指名通知書へ記載する等、入札参加者への周知を徹底するものとする。

4 随意契約の場合の対応

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項及び第5項により契約を行う場合においては、契約担当官等が特に必要であると認める場合を除き、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の提出及び確認は行わないものとする。

5 臨機の措置

工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の確認にあたり、第1項及び第2項の実施が困難であるなどやむを得ない場合、契約担当官等の判断により確認の簡略

または省略をすることができるものとする。

6 その他

- (1) 本通知の実施に関する運用に必要な事項について、整備計画局施設計画課長より通知させる。
- (2) 本取扱いによりがたいものは、整備計画局長と協議するものとする。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費（業務費）内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費（業務費）内訳明細書に表紙がついていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費（業務費）内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(4)	他の入札参加者の工事費（業務費）内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合